

令和5年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月3日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	欠 席
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	欠 席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

1番 西村 健功委員

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭

事務局次長 久保田 豊人

事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

1番 濱田 善純委員

6番 西川 久美委員

15番 山内 裕司委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第14号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	5件
議案第15号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	31件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出等について	6件
追加議案第16号	別段の面積の廃止について	1件
追加議案第17号	空き家に付属した農地の指定解除について	2件
追加議案第18号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	4件

第4 協議・連絡事項

- ・令和4年賃借料情報について
- ・令和5年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・農地法第3条下限面積及び促進法関係の農地流動化に関する件の廃止について
- ・八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について
- ・令和5年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・第4回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和5年第3回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中、16名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は1番「濱田 善純委員」、6番「西川 久美委員」、15番「山内 裕司委員」の3名です。

なお、本日は推進委員から1番「西村 健功委員」の1名に出席していただいております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 それでは議事録署名人に「14番、曾我 和彦委員」、「16番、大和眞二委員」を指名します。
- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号5、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第13号、番号5について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「206 m²」、外20筆、計「13,361.7 m²」、3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、経営の規模を縮小したい」。譲受人は「農地を譲り受けて、営農規模を拡大したい」であります。
「〇〇〇〇」の経営面積は「23.4a」となっていますが、譲り受ける農地が約「133.6a」あることから、下限面積に問題はありません。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 18番 これは親子関係で「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君は大学卒業後、〇〇〇〇に勤めておられたのですが、辞められて、かれこれ7・8年前から就農しております。現在、〇〇〇〇などもされていまして、地元でも有望な青年でありますので、どうかよろしくお願ひします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号 9、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 14 号について説明します。
番号 9、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,167 m²」外 4 筆、計「3,046 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「128.8 a」、価格「〇〇〇〇
〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 番

「〇〇〇〇」さん、高齢でありまして、「〇〇〇〇」さんの園地が隣接地でございまして、今まで小作をされておりました。それで今回、売買ということで、契約が成立いたしました。まじめに一生懸命農業をされている方なのでどうぞよろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 10、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「738 m²」外 9 筆、計「6,097 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「274.6 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 3 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で息子さんもおられるのですが、息子さんは農家を継がないということで、離農したいとのこと。「〇〇〇〇」さんの近所にある土地について、「〇〇〇〇」君〇〇〇〇ですけれども、お父さんと一緒に農家をやっておられます。「私が受けましょう」ということで、話がまとまっております。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 11、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 11、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「977 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「281.7 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さん、現在、〇〇〇〇の方でお勤めされておられます。この山は「〇〇〇〇」さんの園地を「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方ですが、お父さんと一緒に農業をされております。小作でずっと作られていた山です。今回、売買の話がまとまりこのようになりました。何ら問題ないと思われまます。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 12、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 12、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「72 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、母「〇〇〇〇」の園地「79 a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住で農家をしておりません。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方は〇〇〇〇で農家をされております。「〇〇〇〇」さんのこの園地が、ちょうど「〇〇〇〇」さんの隣接した畑で、もう手放したいということで、話がまとまっております。
よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 13、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 13、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「254 m²」外 8 筆、計「3,574 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「16.8 a」、価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「16.8 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の園地「178 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 16 番 この山は 20 年前くらいから「〇〇〇〇」さんが小作しておられるところで、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇を過ぎまして、そろそろ整理をしたいということで、売買の話になりました。
何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 65 から 66 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 15 号について説明します。
番号 65 から 66 まで一括して説明します。
番号 65、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,367 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「88.6 a」、期間「10 年 1 カ
月」。
番号 66、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「593 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「742.9 a」、期間「4 年 11
カ月」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 まず番号 65 から説明していきます。
貸し手の「〇〇〇〇」さんは、なかなか管理が難しいとのことで、
隣の園地を作っている「〇〇〇〇」さんに作ってもらおうという話でま
とまりました。
番号 66, 貸し手の「〇〇〇〇」さんですが、「〇〇〇〇」と上
下の園地になっていて、ちょうど園内道を作るときに、「〇〇〇〇」
さんの園地をちょっと使わせてもらって作っているのです、この話がで
たときに、もし辞めるときは私が作りましょうという話がまとまった
みたいでこのような話となりました。
以上です。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 67 から 68 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、番号 67 から 68 まで一括して説明します。
番号 67、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「681 m²」外 5 筆、計「3,489.87 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「47.2 a」、終期「令和 6 年 1 月 31 日」、賃借料「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「47.2 a」となっていますが、今回借り受ける園地を合わせると「82 a」となるため、下限面積に問題はありません。
番号 68、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,468 m²」外 1 筆、計「2,060 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「742.9 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 8 番 それでは説明します。
番号 67、「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇。ちょっとご病気で今回ほとんどの山を減らしたいということです。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇の若手で、現在、山を探してどんどん広げている状態です。2 人で話がまとまりましたので、何ら問題はないと思います。
続いて番号 68 ですが、「〇〇〇〇」さんから「〇〇〇〇」さんに話をしたところ、「〇〇〇〇の山ならやります」ということで話がまとまりました。何ら問題ないと思います。
以上です。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 69 から 72 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 69 から 72 まで一括して説明します。
番号 69、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,350 m²」外 2 筆、計「3,318 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「172.7 a」、期間「3 年 1 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 70、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「650 m²」外 3 筆、計「6,603 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける園地が「66 a」あるため、下限面積に問題はありません。
番号 71、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,314 m²」外 3 筆、計「9,447 m²」内 3,650 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「170.7 a」、終期「令和 6 年 1 月 31 日」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 72、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,594 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「170.7 a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは番号 69 から 72 まで説明させていただきます。

番号 69、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。高齢で減らさないと体がもたないということで、近所に住まわれています「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、お父さんとがんばっておりますので、「私がやります」ということで話が決まっております。

番号 70、「〇〇〇〇」さん所有の農地ですが、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で〇〇〇〇として「〇〇〇〇」さんの農地と一緒に「〇〇〇〇」さんに教えてもらいながら作っておられました。今年の春から〇〇〇〇〇〇するということで、「〇〇〇〇」さんの農地を借り受けて就農したいということで、このような形となりました。

番号 71、貸し手「〇〇〇〇」さん、借り手「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけどちょっと体を壊しまして、手術されて、一昨日退院されて、「今年はやちょっと無理だ」ということで、「1年だけでも作ってもらえないか」ということで、この農地に隣接しております「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、息子が〇〇〇〇で「お父さん、一緒にやろう」ということで、1年間だけですが「〇〇〇〇」さんが作ることになりました。

番号 72、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手、先ほどの「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけど、「〇〇〇〇」さん、奥さんと2人で農業しているのですが、ちょっと手が回らないということで、少しずつ減らしていきたいということで、「〇〇〇〇」さんに相談したところ、「息子がやるというのでやります」とのことです。こういう形で賃貸借となっております。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 73 から 75 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、番号 73 から 75 まで一括して説明します。

番号 73、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「932 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「118.6 a」、期間「5 年 1 カ月」。

番号 74、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,178 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「430.7 a」、期間「10 年 1 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 75、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「335 m²」外 7 筆、計「7,252 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「430.7 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

14 番

それでは番号 73 から 75 まで一括して説明したいと思います。

番号 73、貸し手「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇。ちょっと面積が多いので手が回らないということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。今年で〇〇〇〇に入ります。今どんどん畑を増やしてがんばっているので、問題ないと思います。

番号 74、貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。一昨年に病気をされて、今どんどん園地を減らしています。借り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。結構、面積多いのですが息子さんと一緒にがんばっているため問題ないと思います。

番号 75、先ほどの「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、一緒なのですけど、この園地はずっと使用貸借でされていたところを、今回一緒に賃貸借で契約となりました。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 76 から 77 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 76 から 77 まで一括して説明します。
番号 76、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,619 m²」外 3 筆、計「4,412 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「65.8 a」、期間「10 年 1 ヶ月」。
番号 77、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「354 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「65.8 a」、期間「10 年 1 ヶ月」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 17 番 それでは、番号 76 から 77、関連性がありますので、一緒に説明します。
この全部の畑は、〇〇〇〇というところの畑ですが、〇〇〇〇と〇〇〇〇が入り混じっております。最初に番号 76 の 2 段目から 4 段目までが前回借り受けた「〇〇〇〇」さんの畑の近くでして、そこを「〇〇〇〇」君が作るようになりましたけど、その時に、「〇〇〇〇」君がその畑に来ていたときに、「〇〇〇〇」さんが「ここを作ってくれないか」ということで作るようになりました。
続けて、「〇〇〇〇」さんがそこをお願いするついでに、1 段目の農地ですが、「ここも一緒に作ってくれないか」と話したそうです。作ると言って話がまとまったそうです。
番号 77 についてですが、この土地は番号 76 の 1 段目の土地の横にあるのですが、「〇〇〇〇」さんのところにはモノレールがあるのですが、「〇〇〇〇」さんのところには無くて、「〇〇〇〇」さんにずっと作ってもらっていたそうで、今回「〇〇〇〇」君が作るというこ

とで一緒に借りるとのことです。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 78 から 95 まで、再設定の案件となっています。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 78 以降は再設定及び再設定扱いの案件となっています。
番号 78、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,807 m²」、再設定の使用貸借で
す。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「124.7 a」、期間「1年」。
以降の説明は省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 78 から 95 まで、承認することにご意見、ご質問ございませ
んか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きます。報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 2 号について説明します。

番号 4、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,468 m²」外 1 筆、計「2,060 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 16 号「別段の面積の廃止について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 16 号について説明します。

本日配付の追加議案書 1 ページにあるとおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号より公示した別段の面積について、農地法の改正に伴い令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止するため、総会の承認を求めます。

まず、現行の農地法の規定ですが、農地法第 3 条の許可要件である下限面積 50 アールについては、その面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。

参考資料 1 ページをご覧ください。

その規定を受け当市においては、総会の議決を経て、平成 30 年に空き家に付属した農地に限定した設定を加えたことで新たに告示し、令和 4 年 3 月 4 日に変更した現在の設定を告示しております。その内容は、特定の区域に限定した設定として、川之石地域を 40 アール、空き家に付属した農地に限定した設定として、農業委員会が指定した農地に限り 1 アールとなっております。

2 ページをお願いします。

今回、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規

定により農地法第3条第2項第5号、左側の四角で囲んだ部分については、廃止されることとなり、令和5年4月1日の施行日以降、先ほどの改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積「下限面積」の要件は、適用されません。

資料3ページをお願いします。

このことから、国から令和4年12月16日付で農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項についてという文書が発出されました。

内容の1は先程の説明のとおり令和5年4月1日の施行日以降、「下限面積」の要件は、適用されなくなること、及び2として、下限面積については、農業委員会が、農地法施行規則第17条の基準に従い市町村の全部又は一部の区域の範囲内で別段面積を定め、公示したときは、当該別段面積が下限面積となっており、当該別段面積の公示は、改正法の施行に伴い、その効力が失われることから、別段面積を定め、公示している農業委員会は、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、改正法の施行までの間に、当該公示を廃止するための手続を行うことが適当とあります。

このため、先程の説明のとおり、八幡浜市農業委員会は平成30年8月6日に告示第9号として別段の面積を定めておりますので、令和5年3月31日をもってこれを廃止するため議案を提案し、総会の承認を求めるものでございます。

なお、この件につきましては、先程、農地部会にて審議しております。

説明は以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

4番 それでは報告いたします。
追加議案でありました「別段の面積の廃止について」、事務局から説明がありましたように、農地部会でもそのままその内容を報告していただきました。それで、皆さんにお諮りしました結果、国の求めることでもありますので、都道府県すべてが了承するというところで報告させていただきます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 17 号「空き家に付属した農地の指定解除について」を上程いたします。番号 1 から 2 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 17 号、番号 1 から 2 について一括して説明します。

先ほど、議案第 16 号で説明があった通り、空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合、農地法第 3 条による下限面積（別段面積）を 50 アールから 1 アールへ引き下げて運用していましたが、この度、農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなったため、空き家に付属した農地指定の解除を行うものです。

現在、指定を受けている農地で、売買されていない農地が 3 筆あります。

番号 1、空き家に付属した農地指定申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請地「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「133 m²」、外 1 筆、計「376 m²」です。

番号 2、空き家に付属した農地指定申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請地「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「430 m²」です。

解除理由、「農地法の改正により、令和 5 年 3 月 31 日をもって、指定を解除するため」であります。

八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第 9 条に該当するため、指定の解除を行いたいと思います。

説明は以上です。

議長 ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 96 から 99 まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 18 号について説明します。
番号 96 から 99 まで、再設定及び再設定扱いの案件となっています。
番号 96、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「456 m²」、外 1 筆、計「1,610 m²」、再設定の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「311.4 a」、期間「1 年」。
以降の説明は省略します。
以上です。
- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 96 から 99 まで、承認することにご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年3月3日

会 長 大本 定一

議事録署名人 曾我 和彦

議事録署名人 大和 眞二